



を解除した上で、当該譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式会社についてはスクイーズアウトの対象とし、(b)スクイーズアウトの効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式会社については、割当契約書の規定に基づき当社が無償取得することの提案し、当社から口頭により本譲渡制限付株式会社に関する提案を応諾する回答を受けました。また、本新株予約権者に対する新たな役員退職慰労金制度の導入等の代替措置については、本新株予約権者による本公開買付けへの応募とは独立して検討中である一方で、上記のとおり本譲渡制限付株式会社についてはスクイーズアウトの対象とする想定であるため、本譲渡制限付株式の所有者に対する新たな役員退職慰労金制度等の代替措置は導入しない想定である旨の回答を受領いたしました。同年2月1日には、本特別委員会より、依然として、当社としての説明責任を果たす観点及び当社の少数株主に対して応募推奨を行うという観点から十分な価格ではない等を理由として価格の条件について再検討の要請を受け、同月2日、中野氏は最終提案として、本公開買付価格を2,980円(提案日の前営業日である2023年2月1日の終値2,300円に対して29.57%のプレミアム)、本新株予約権買付価格を1円とする旨の価格提案書を提出しました。それを受けて、同月6日、本特別委員会を開催し、当該価格は最終提案とされており、また、応募推奨をなし得る水準には達しているものの、少数株主の利益の最大化を図る観点から再度の価格引上げ要請をすべきとの意見を踏まえ、中野氏に対し、価格引上げ要請を行いました。その結果、同日、中野氏は本公開買付価格を2,980円、本新株予約権買付価格を1円とする旨の最終価格提案をするとともに、これ以上の価格引上げは受け入れられない旨、伝達しました。当社は、当該提案について、その妥当性を本特別委員会に確認するほか、大和証券からさらに意見等を聴取するとともに、2023年2月7日付で大和証券から取得した本株式価値算定書の内容も踏まえて慎重に検討を行いました。その結果、当該価格は、市場価格から見れば相応のプレミアムが付されていると評価でき、また、下記「(3)算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載の大和証券による市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を超え、かつ、DCF法による算定結果のレンジの範囲内にあり、合理性を有することから、妥当な価格であると判断いたしました。

<後略>

【訂正後】

<前略>

また、本公開買付価格について、当社は、2023年1月11日に中野氏から本公開買付価格を2,500円(提案日の前営業日である2023年1月10日の終値2,270円に対して10.13%のプレミアム)とする提案を受けた後、大和証券から、当社株式の株式価値算定の初期算定結果の報告を受け、当該報告内容及び本特別委員会により事前に確認された交渉方針を踏まえた上で、同月16日に、中野氏に対し、本公開買付価格は、大和証券が実施したDCF法による株式価値算定の初期算定結果を大幅に下回っていること等を理由とし、本公開買付価格の大幅な引上げに加え、本新株予約権買付価格の再検討、本譲渡制限付株式の取扱いの提示、及び、本取引後のインセンティブプランの具体化を内容とする回答書を送付しました。それを受け、中野氏は2023年1月18日、本公開買付価格を2,650円(提案日の前営業日である2023年1月17日の終値2,300円に対して15.22%のプレミアム)、また、本新株予約権が当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、原則として、本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間(10日目が休業日に当たる場合は前営業日)を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を一括して権利行使することができることとされており、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないこと等を考慮し、本新株予約権買付価格を1円とする旨の価格提案書を提出いたしました。同月24日、本特別委員会の意見も踏まえ、依然として、DCF法による株式価値算定の初期算定結果の範囲に含まれていないこと等を理由とし、本公開買付価格の大幅な引上げに加え、本新株予約権及び本譲渡制限付株式の所有者が享受すべき経済的利益を手当てする新たな役員退職慰労金制度の導入等の代替措置についての合理的な内容の提案を要請する回答書を送付しました。そのため、2023年1月25日、中野氏は、本公開買付価格を2,700円(提案日の前営業日である2023年1月24日の終値2,313円に対して16.73%のプレミアム)、本新株予約権買付価格を1円とする旨の価格提案書を提出いたしました。なお、当該価格提案書では、本譲渡制限付株式会社については、当社において、本公開買付けの公表日に、譲渡制限付株式報酬制度を廃止するとともに、本譲渡制限付株式を所有する当社の各取締役との間の合意に基づき、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付けの決済の開始日時点において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式を当社が無償取得することを決議いただくことを想定している旨、並びに新たな役員退職慰労金制度の導入等の代替措置については引き続き検討している旨を回答いたしました。また、2023年1月25日、中野氏は、本公開買付けによる当社株式の取得及び所有等を目的として、中野氏の資産管理会社であるトク・コーポレーションと共に、公開買付者を設立したとのことです。同月30日、本特別委員会より、当社としての説明責任を果たす観

点及び当社の少数株主に対して応募推奨を行うという観点から十分な価格ではない等を理由として価格の条件について再検討の要請を受けたため、同月 31 日、中野氏は、本公開買付価格を 2,800 円（提案日の前営業日である 2023 年 1 月 30 日の終値 2,276 円に対して 23.02%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を 1 円とする旨の価格提案書を提出いたしました。なお、中野氏は、当該価格提案書において、本譲渡制限付株式については、上記の 2023 年 1 月 25 日付の価格提案書における提案を取り下げた上で、(a) 当社の各取締役との間の本譲渡制限付株式に係る割当契約書の規定に従い、スクイーズアウトに関する事項が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社取締役会の決議により、スクイーズアウトの効力発生日の前営業日の直前時をもって、割当契約書に基づき算出される株式数について本譲渡制限付株式の譲渡制限を解除した上で、当該譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式についてはスクイーズアウトの対象とし、(b) スクイーズアウトの効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、割当契約書の規定に基づき当社が無償取得することの提案し、当社から口頭により本譲渡制限付株式に関する提案を応諾する回答を受けました。また、本新株予約権者に対する新たな役員退職慰労金制度の導入等の代替措置については、本新株予約権者による本公開買付けへの応募とは独立して検討中である一方で、上記のとおり本譲渡制限付株式についてはスクイーズアウトの対象とする想定であるため、本譲渡制限付株式の所有者に対する新たな役員退職慰労金制度等の代替措置は導入しない想定である旨の回答を受領いたしました。同年 2 月 1 日には、本特別委員会より、依然として、当社としての説明責任を果たす観点及び当社の少数株主に対して応募推奨を行うという観点から十分な価格ではない等を理由として価格の条件について再検討の要請を受け、同月 2 日、中野氏は最終提案として、本公開買付価格を 2,980 円（提案日の前営業日である 2023 年 2 月 1 日の終値 2,300 円に対して 29.57%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を 1 円とする旨の価格提案書を提出しました。それを受けて、同月 6 日、本特別委員会を開催し、当該価格は最終提案とされており、また、応募推奨をなし得る水準には達しているものの、少数株主の利益の最大化を図る観点から再度の価格引上げ要請をすべきとの意見を踏まえ、中野氏に対し、価格引上げ要請を行いました。その結果、同日、中野氏は本公開買付価格を 2,980 円、本新株予約権買付価格を 1 円とする旨の最終価格提案をするとともに、これ以上の価格引上げは受け入れられない旨、伝達しました。当社は、当該提案について、その妥当性を本特別委員会に確認するほか、大和証券からさらに意見等を聴取するとともに、2023 年 2 月 7 日付で大和証券から取得した本株式価値算定書の内容も踏まえて慎重に検討を行いました。その結果、当該価格は、市場価格から見れば相応のプレミアムが付されていると評価でき、また、下記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載の大和証券による市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を超え、かつ、DCF 法による算定結果のレンジの範囲内にあり、合理性を有することから、妥当な価格であると判断いたしました。

<後略>

以上